租 税 特別 清措置 法 .. (T) 部を改正する法律案参照条文

法 税 昭 和 匹 十年法律第三十四号)

八 人格のない社団 一〜七 省 略 第二条 この法律にお おいて、 次 の各号に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意義 は、 当 「該各号に定めるところによる。

団で代表者又は 管 理 人 \mathcal{O} 定 8 があるも (T) を

九~三十 (第百 匹 $\overline{+}$ 五. 条第 項 E お V 7 準 用 する場合を含む。 0) 規 定による申告

三十一の二

。)をいう。三十二 連結確定 電定申告書 第八十一条の二十二第 一項 (連 結 確定申告) の 規定による申告書 (当該: 申告書に係 でる期 限 後申告書を含む

こ 普通法人(外国法人を除く。)又よ為司主、: 二 普通法人(外国法人を除く。)又よ為司主、; 1 普通法人(外国法人を除く。)又よ為司主、; 1 一清算中の法人 2 一計算中の法人(発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条において同じ。)がある他の内国法人(普通法人に限るものとし、清算中の法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項(定義)に規定する特定目的会社その他政令で定める法人を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条において同じ。)がある他の内国法人(普通法人に限るものとし、清算中の法人(普通法人を除行)。以下この条において同じ。)がある他の内国法人(普通法人に限るものとし、済政治と、)の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条において同じ。)がある他の内国法人(普通法人に限るものとし、済政治、治療を除く。)及び当該内国法人との間に当該内国法人の関に当該内国法人の関係という。)及び当該内国法人との間に当該内国法人(主任))と、

納税の承認の申請)の他政令で定める法人の他政令で定める法人

その

(連結:

兀

て

!結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の六月前の「完全支配関係」という。)がある前条に規定する他の内国法人は、同条の承認を受けようとする場合には、「条の三 前条に規定する内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による同条に規定する完全支配関係 日 その承認を受けて各 までに、これ

を法 由の しす ,べての 玉 税 連 税庁長官に提出 遅名で、当該問 出期 し間 なけ開 れ始 ばの ならなの い他 財 務 省 令 で 定 \emptyset る 事 項 を 記 載 申 請 書を当 該 内 玉 法 人 0 納 税 地 0 所 轄 税

2

る期間、 月を の 規 と にと当該翌事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日(次項において「設立翌年度申請期限」という。)では当該内国法人の設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合にあつては当該六月前の日を当該設立がを経過する日と当該設立事業年度終了の日から五月前の日とのいずれか早い日(次項において「設立年度申請期限がが連結申請特例年度(同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度)が連結申請特例年度(同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度に規定する内国法人の設立事業年度(当該内国法人の設立の日の属する事業年度をいう。以下この項及び第八 う。 期度開東)として、 として、第一項
立事業年度終了の 限」という。) と関開始の日から一 としようとす に お 7 同

7

一 連結事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行わた日以後の期間について、その効力を失うものとする。 この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その光四条の五 連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長官は、当該連結法人に係る第四-4の2 省 略 取条 4り消され4の二(連

れ て 1 な

第八十一条の二十二第一項(連結確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。連結事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記述結事業年度に係る帳簿書類について前条第二項の規定による国税庁長官、国税局長又は税務署長の指示に従 載又 カュ は記録をした

2 5 7

一 連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人 その連結親法人事業年度(当該連結親法人事業年度)をいう。以下この項及び次項において同じ。)開始の日からその終了の日までの期間した場合における事業年度)をいう。以下この項及び次項において同じ。)開始の日からその終了の日までの期間した場合における事業年度)をいう。以下この項及び次項において同じ。)開始の日からその終了の日までの期間とする。(当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、第十四条第十二号(みなし事業年度)の規定の済代連結事業年度の意義) 間とする。ただし、の適用がないものと 業年度の連結所得である期間を除く

(連 結 納 税 孫務者)

業年

·度

開

始

 \mathcal{O}

日

から

事消 いて解散、その連結 し結 た親 連法 人 事業 法業 伝人 その法年度開始の 連結の日 結親法人事業年年日からその取り消 年度り消 度開始の日の 「からだの前」 解日 で散しま ので 日の

 \mathcal{O}

人を

価法人及び関連型分割を行った。

年を間を間といった。

2・3 省 略

2・3 省 略

2・3 省 略

2・3 省 略

- 市に 所得の金額(第六十二条第二項(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)に規定する最後(都民税を含む。)の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額、立びに当該法人税の額に係る地方税法の規 定に
- 度 0 後事業年 · 皮 又 は 分
- 0))額に係るもののうち政令で定めるものを除く。)配法人である特定同族会社がののりち政治があるものに限る。)から受ける記法人である特定同族会社が他の連結法人(当該特定同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。)から受ける場所工十三条(受取配当等の益金不算入)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金品前事業年度にあつては、同項の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額)
- 第二十三条の二(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)の規定により当該 事 業年 - 度の 所 得 \mathcal{O} 金 額 0) 計 算 Ĺ 益 金 0
- (利子税を除く)、同条第二項 (利子税を除く。以下この号において同じ。) の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに同条第六項に規定する還付を受ける金、同条第二項に規定する減額された金額、同条第三項に規定する減額された金額、その受け取る附帯税第二十六条第一項(還付金等の益金不算入)に規定する還付を受け又は充当される金額(同項第一号に係る部分の金額を除く。
- 度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額よる損失金の繰越し)又は第五十九条(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)の規定、第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)、第五十八条(青色申告書を提出しなかつた に 事 より当該す業年度の災 業年 い 災害に
- 了の日後に取得したものである場合にあつては、その取得価額)に相当する金額)は、当該基準日の属する事業年度に支払われたものである場合には、当該資産の当該基準日の属する事業年度終了の時における帳簿価額(当該資産が当該基準日の属する事業年度終での期間内にあるもの(政令で定めるものを除く。)に限る。)の額(当該剰余金の配当又は利益の配当が金銭以外の資産によるもに係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日から当該基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日ま4 特定同族会社の前項に規定する留保した金額の計算については、当該特定同族会社による剰余金の配当又は利益の配当(その支払 0) とする。
- 年二千万円当該事業年度の所得等の金額の百分の四十に相当する金額第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多 V 金 額をいう。
- れに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年二千万円」とあるのは「二千万円を十二で除し、これに当該事業年三千万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、この事業年度が一年に満たない特定同族会社に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額(当該事業年度終了の時における利益積立金額(当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額を除く。)がその時における資本
- 暦 に従 つて計算し、 一月に満たない端数を生じたときは、 これを一月とする

を乗じて計算した金額」とする。

9 8 額にの の規場 %定する留²%合におい 、会社が1 か同 ~ら項 除の く特 金定 額同 その他に 第に 該 での の判 規定 定は Ø ` · 適 用 該 に対社 しの当 要該 な事業 項年 は、接条 終 政 了 令の時 定 \mathcal{O} め現

控除

- 前項の鬼で行ったのとでは、これらにつき同生気、給付補てん金、利息を、対しまり、というにつき同生ののでは、これらにつき同生のでは、これらにつき同生のでは、これらにつきには、これらいのでは、 人が各事業 息、 日法の規定による心、利益、差益、 一、差益、一 ŋ 1 課利益所 ひれる所得税の額は無の分配又は賞金が得税法第百七十四 は、政令で定めるところに一(以下この条において「利-四条各号(内国法人に係る) Lより、当該事業年度の所得に対する法人税のZ子及び配当等」という。)の支払を受ける場所得税の課税標準)に規定する利子等、配当
- は れ に
- 3 適 用
- 用 て するこ

係除開前等 る対始 他の額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署にの額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(次項において「分割法人等」という。)場の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び次項において「適格へつ部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項及び次項において「適格への期に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度(適格分社型分割等により当該の格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この号において「適格分社型分割等」と、過程の額とみなされる金額その他の財務省令で定める事項とは、当該適格分社型分割等の目の属する連結の規定は、適格分割、適格現物出資とは適格事後設立(以下この号において「適格分社型分割等」と、 割等により当該内国法人除限度額及び連結控除限日の属する連結事業年度格分社型分割等の日の属社型分割等の日の属 人 限 が 度 移 個 転 別 を受け 帰属 額 た事 並 事業に控りの日割

年度の控除限度短いのである。)から事業の経過をしまれる。 長 に 提出 した場 う。 額移 及び控覧を受い 湾合に限 受に 除 け ょ 対 た ŋ 象内 当 原 外 国 法 適

以外国法人国法人国法人国法人人 得に

足による控除額を課された

戦された との確定 かつ、 控の連納事除適結付業

はがき若、な前し 第六項及び親の別のでは、その記れ、その記れ、その記れ することと び載に記除は ・ 第八項から並取若しくは書類者しくは書類者しくは書類者・ 第一項からはました。 前項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、改算の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。その記載若しくは書類の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるは書類の添付がない確定申告書若しくは連結確定申告書の提出があつた場合又は前二項に規定する書類の公人税の額又は連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額をいう。)の全部又は一部がら第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は控除限度額等(前項に規定する控除四が控除対象外国法人税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

説めるとき 類の保存 でにつ

13 定める。 政令で

市と事町し業 て年度 す連 き法 を名とて、一句を記述して、これである。 連む。減帰 資産等の時価に世結所得の金額の額としては減少額としては減少額として 価による譲渡)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額があるときは、当該譲渡利益な額(個別益金額又は個別損金額を計算する場合にこれらに加算し又は減算する第六して政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。で収入すべき金額として計算される金額をいう。)に調整を加えた金額に係る道府関入十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により同項に規定 する 県 民 税 負 及担 び額

- に限る。)(国リ: に限る。)(国リ: に限る。)(国リ: の額として計算した金額とする。) 損失額がないものとして計算した金額とする。) 損失額がないものとして計算した金額(個別益 で 一 当該連結事業年度の連結所得の金額(個別益 一 当該連結事業年度の連結所得の金額(個別益 に限る。)の額として政令で 血額又は、十二条 譲 渡
- にに 損項

- 万円 に規定

- に相当する金質における連結報該連結事業年 業年 人の資本金の額又は出資金の額の一了の時における連結利益積立金額 百 百(当 の二連 十五 結 事 に 業 相年 当する金額・一度の連結で 額所 に満たない場合におけるそ、得等の金額に係る部分の金 0) 満たな を
- 五 こついて (連 第 結 項事業 「年三千万円」とあるのは、年度の意義)に規定する連 結親 「三千万円を十二で除 法 人事 業年度が 一年に満 し、これに第五項に規定する連年に満たない連結法人に対する でする第 結 親 法 項 及び 人事 業年度の前項の

の月 を 乗じて計 算した金額」とする。 下 を」と、前項中「年二千万」と、「年一億円を」とあた金額」と、「年一億円を」とあ 円るの 下」とあ 」とあるのは「二千万円をのは「一億円を十二で除し」とあるのは「一億円を十 内を十二で除し、これに を十二で除っ で除し、これに次項に規定れに第五項に規定する連結院し、これに当該連結親法 定結法 す親人事 連 人業 結事年 親業度 法年の 人度月 の数 業年数年乗

- 6 第一 V 7 淮 用 す
- 事業年度における所得税額の控除)「項に規定する留保した金額から除く金元十七条第七項及び第八項の規定は、第 その及 他第 一項 項の はから第E が見定を済 四適 項用 はまでの規定の規定の場合にい のつ

(連結事業年度における所得税額の控除)

(連結事業年度における所得税額の控除)

(連結事業年度における所得税額の控除)

(連結事業年度における所得税額の控除) 定に 定 よりる 課利

適

をお 適い 用す 7

して課される に対する負担 に対する外国法 が連結事: ||該連結事業 公人税に関う 事条業の 業年ら る担法

その超り える部分の 金額 のうちその の個別繰越控除限度額に達出及び第十項において「個別線の条において同じ。)の連結額を超える場合において、前別線を超える場合において、前別控除対象外国法人税の額が別控除対象外国法人税の額が す んまで \mathcal{O} 度額」という。) が個別帰属額のうちが結事業年度(当該は事業年度が明語結び 額 を当該 連 結 事 業 が当 連 除 あ該 結 年 限 度 るときは、 連 事 度 0 結 個 連 事 年 別 業 業 開

の額及び控除するしくは各連結束 令 で定 いるところにより計算した金額 程除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等な時事業年度をいう。第七項において同じ。)の連結控験事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の以入は事後設立法人の分割等前三年内事業年度(適格分社買又は適格事後設立(以下この号において「適格分社型公司というによりは、 るところに 等に ょ ŋ 当 該 連 結法 人が 移 転 を受け た 事業に個に始割

額日法適

一項から第三項まで開始の日後七年以内該連結法人が移転を法人等から事業の全好する当該連結法人が移転を対する当該連結法人が 第五割 様に 第二割 規 に 等 割 ま ま の 総 定 前 等 業 業

項の税対 規の象

記する書に、当該及び出 とれらの除及び当 を とれらの除り を は、当まの

度とする ることとなっ び当該 該 各事 各 連 た結婚 ,業 年 年度において納付去個別控除対象外国法事業年度の連結確実 法人税。 することと の書 の額として記せて当該各連は なっ た控除された 味対象外国法 戦された金額 和事業年度の連 佐人税の額として領又は当該各事業の連結控除限度保 っ て 記 業個年別 記載された 一度の確立 所帰属額 の確立 た定申び 金額を基礎と当該各連は とし 該 結 各事 事 て 業 計 業年 算し 年 度 度に た のお 金額を認いて納

と認めるときは、その記載若しくは書類の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することがる書類の保存がない場合においても、その記載若しくは書類の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情がある又は一部につき前二項の記載若しくは書類の添付がない連結確定申告書若しくは確定申告書の提出があつた場合又は前二項に規定する連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外国法人税の額又は控除限度額若しくは控除対象外国法人税の額をいう。)の全部税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は連結控除限度個別帰属額等(前項に規定す できる。

12 第六項及び 第 八項 カゝ 5 前 項までに 定 8 るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 第 _ 項 カコ . ら 第 五. 項 まで及 び 第 七 項 0 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 関 L 必 要 な事 項 は 政 介で

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結所得に対する法人税の額から控除する。 「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例」の規定の適用があつたときは、当該各連結事業年度の引動事業年度の前書業年度の所得に対する法人税(当該連結法人が当該各連結事業年度で当該適格合併に係る被合併法人で当該連結法人が当該各連結事業年度の当該適格合併に係る被合併法人で当該連結法人が当該各連結事業年度の当該適格合併に係る被合併法人で当該連結法人が当該各連結事業年度の前目の属する事業年度(以下この条において「分割前事業年度で当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割の目の属する事業年度で以前に自己を合併法人とする適格合併(同項に規定た場合の当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割(第十五条の二第一項(便装経理法が、の当該適格合併(同項に規定では多いで、連結法人が自己を分割法人とする分割型分割の目の属する事業年度の連結法人の当該適格合併(同項に規定では多いでは、当該更正に付きまでは、当該更正に保る同項に規定がある他の連結法人の当該適格合併(同項に規定である連結親法人事業の対象連結法人が自己を分割法人とする分割型分割(第十五条の二第一項(連結事業年度の前書、以下この条において「分割前事業業年度で当該連結法人の各連結事業年度開始の目前に開始した事業の対象を表する過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除)

-四及び第八・

十 一 条 の

水の十五の款の規

(連

注結事業.

年

一度に 0

における所得税類の額からの控除に

額等

0

控除

について

は

の規定による控除まず前条の規定に

規定による控除をした後に

お

V

て、

第

八

+

をするも

のとする。

定による法人税

Ł

 \bigcirc

玉

税

通 則

法

昭

和三

七

年

法

律第六十

- 六号)

第 この法律に お いく て、 次 の各号に掲げる用 語 の意義 は、 当 「該各号に定めるところによる。

んのうち 延 滞 利 子 税 過 少 申 告 加 算 税、 無 申 <u>÷</u> 加 算 不 納 付 加 算 税 及 び 重 加 算 税 を い う。

六 五 四

の要 イ・ロ 省 略 納税申告書 がに掲げる がに掲げる に掲げる金額 省 略 した申 らし申 りのいずれかのした申告書をいっている。 のいに 事項を記載したものを含むものとする。い、国税に関する法律の規定による国税による国税に関する法律の規定 規定による国税の買る法律の規定によ 還付金により次 こ(以掲 げ 下 る 還 V 付ず 金」といっれかの事で 事項その いう。)の思事項その他は の還付を受ける過当該事項に関 つるため 関 し必必

(以下「純 損失等 \mathcal{O} 金 額」という。

(3)(1)省 略)規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の十二(相続時精算課税に12)省 略 一五百万円が 円から控除した残欠りの時別控除) 額 0) 規定に ŋ 同

\ **** ○ Ø

七~二

第十七 (修正申告) 「前項の規定により提出する納税申告に提出しなければならない。(期限内申告) に E税の納税を 者 は、 玉 税 に関する法律の定めるところにより、 納税 申告 書を法定申告期 限までに

2 告 書 は、 期 限 内 申告 書とい 、 う。

本の場合には、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等した場合にあつては、第七条の二第四項の規定による関税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を包括して承継した法人に限る。)を含む。第二十三条第一項及び第二項(更正があるまでは、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を包括して承継した法人に限る。)を含む。以下第二十三条第一項及び第二項(更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号当する場合には、その申告について第二十四条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号当する場合には、その申告に係る。以下第二十三条第一項及び第二項(更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(第二条第六号当する場合にあつては、第七条の二第四項(信託に係る国税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の国税を納める義務を承出、第二十四条から第二十六条の二第四項(信託に係る国税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の申告に分の規定により当該分割をした法人に限る。)を含む。第二十三条第一項及び第二項(更正があるまでは、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、第七条の二第四項の規定により当該分割をした法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当した法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当した法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当した法人に限る。)は、次の各号のいずれかに該当した法人の国税を納める義務を包括して承継した法人の国税を納める義務を包括して承継した法人の国税を納める義務の目により当該分割をいる。

等を修正する納みする場合には、こ 税 申告書を税務署長に提 出することができる。

四省略

3

 \mathcal{O} 定 に ょ ŋ 提 出 する納 税申告 書 は、 修 正申告書という。

申略

て \mathcal{O} 納 税修告 義正の 務申効 に告力 影響で 影響を及ぼる音で既に確立 さな 定 L た 納 付 す べ き 税 額 を 増 加 さ せ る t \mathcal{O} 0 提 出 は 既 12 確 定 L た 納 付 す べ き 税 額 に 係 る 部 分 \mathcal{O} 玉 0

更 正

ょ <u>二</u> 十 り、 関 り、当該申は 日本の 一四条 税 税 一四条 税 税 の 告の 務 1書に係る課税標準等又は税額等を更正する。規定に従つていなかつたとき、その他当該課署長は、納税申告書の提出があつた場合にお 税標が て、 準等 そ マスは税額等がるの納税申告書い その記 調載 な立れた課税標準等又は税 こきは、 額 等 の計 そ \mathcal{O} 算 調 が 查国 に税

大又は過-(再更正) あることを知つたときは、前二条又に、 が 過

大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定をした後、その更正又は税額等を更正する。
大又は過少であることを知つたときは、その調査により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各口目の翌日から起算して一年を経過する口に該当するときは、当該申告書の提出又は更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する口目の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する口目の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日の別日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の期間とは、「一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の期間という。」を含む。以下この号において制度、当該を正正の遺伝に係る更正を除く。)の提出とは、前条第二項に規定する期間から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から起算して一年を経過する日の翌日からお談を正申告書が提出され、又は当該更正にの期限後申告書の提出があった日までの期間を対した。 当て、不審 直 変 を 表 表 の 行

過する日の日 過する日: 翌後

たとき。 uがあつた 下「還付 更 に

2

過 五少 告 加

第 い六 + 割者次条申略 合と対第期 埧(期限後申告等による納付含む。)において、修正申失て同じ。)が提出された場合 新付)の1 中告書の1 場合(期日 の規定により納せの提出又は更正が規限後申告書が担 付 が提 す あ出 ó さ ったときは、 き税 額 百 当お

- 3 前 るところ
- 控 は規累項 「一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項(相続時精算課税に係 一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項(相続時精算課税に係 一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項(相続時精算課税に係 期限内申告税額 期限内申告書(次条第一項ただし書又は第六項の規 整により納付すべき税額(こ 期限内申告税額 期限内申告書(次条第一項ただし書又は第六項の規 理定により納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付す 規定により納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付す 規定により納付すべき税額の修正申告又は更正前にされたその国税につい 項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ 限除訴定積に 又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当す税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額がある六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。)の提出規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若し税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項めるところによる。
- きは 税 期 づ

ハイ 額一・

る イ

条相口額 |精算課税に係る贈与税相| |控除||、第二十一条の八 当額の控入(在外財政 除産に の規定による控除に対する贈与税額の 除の | | 控除)、 、第二十

づき第三 1加算工

- 当する税、
- であって、これであった。であった。何であった。何であった。何であった。

- 5 百 告べが準 音加算税の額はへきことを予知があつた場合に 特別する。 は知にいしお 同項及び第二項してされたものでおいて、その提出 項で出 のなが 規い、 定ときの かは、申か、告 わそに らの係 ず、告国 当に税 該基に 納づつ 付きい 7 す ベΞ \mathcal{O} き十調 五查 額に発する
- 6 週つ 適 し書 週用しない。してされたもの者の提出がある のであり、かめつた場合にお かお つ、 1 て、 当該 その 期限を規 後申が 告期 書の内 提出 申 告 が 書 法 を 定申告記 期限 る 意 思から二

\bigcirc 相 続 税 法 昭 和二十五 年 法 律 第七 十三号)

第 限個贈贈の与 当りりの税 該財財各義 贈產產号務 贈与をしたが を取得した なのいずれ、 者が日間に が当該贈与前五年以内の日本国籍を有する個人でお個人でお話財産を取得しております。 のいず
によ すれかの時におい該財産を取得した時においてこの法 おいてこのはと納める義辞 法い行務 は 神 に は に は は に は が あ る 。 地律を にの有 住施す 流行地に が を有し し住 て所 いを たことが、

に該

領(第二十一条の舞出した金額(当において同じ。)の属する年分の贈該贈与により取得の開始前三年 < とし り計算した金額を控除税額とし、延滞税、利権に加算した価額を知機に算入されるもの機に算入されるもの一第一項から第三項は に 利 い の は 相 特 れ 続 (まり で財 税定、 た税た税定、産金、贈の贈第を 額過 与課与二取

2

第二十相 *y* → 取条時略 得の精 し十算 た 五課 財 税 に 定係 で 第 贈る 二与相十者続 一条の九窓和続額) 第三は 項遺 の贈 規に 定よ 0 9 適財 用産 用を受けるもの性を取得したH の相 (第二十一名) 条税の の二第一の 項つ かい らて 第二は、 一項ま で、特定 定 第二十 カコ 5 の三、の贈り

あも

る

の 額条申略をの 相四 続 及 税び 祝の課税価値 価格条 にの 加十 算の し規 た定 価に 額よ をも コでて、コ該取組 得 相の 続 日 税の 祝の課税が属するな 価年 一格とす! 一分の贈 る。与 税 0 課 税 価 格 計 算 0 基 礎 に 算 入 さ れ る ŧ 0 に る

2 •

での所轄税務署長に提出しなければならない。 、当該住所及び居所を有しないこととなる日 ・七条第二項(納税管理人)の規定による納税:)適用を受けるものであるときは、その年の翌 、二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一名 理

額格 があ

て、 適

出決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則記決定では、前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項(贈与税についての更正、決定等の期間には「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項(贈与税についての更正、決定等の期間には、前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項(贈与税についての更正、決定等の期間による申告書の提出が下、同法第七十一条第一項(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定の適用により。以下この項及び次項において「同正、という。)又は賦課決定(同法第三十二条第一項(以下この項及び次項において「更正決定」という。)又は賦課決定(同法第三十二条第五元(以下この項及び次項において「更正決定」という。)又は賦課決定(同法第三十二条第五元、決定等の期間制限の特則)の規定の適用に贈与税について、国税通則法第七十条(国税の更正、決定等の期間制限)の規定にかかわらご の用過第わ 期にす五ら 制制限について、公司のず、次 のは \mathcal{O} 決定) 則 同 する

動の を提 出

生ず き 贈 与

通出 則に 法伴 第六 11 動 九 を

用

定

 \mathcal{O}

提 与 賦課決定の区分に応じ、当該各額に関し更正があつた場合には過大にあるものとする同号に規他不正の行為により国税通則法若しくは一部の税額の還付を受 政各号に定めてに規定する納税に規定する納税 に対策工条第4

る正税九税

期後の金書に、

2

は額

日

を

項 \hat{O} 規定による申告 書 \mathcal{O} 提 出 期 限

同第 L 項な 当権の w贈与税()消滅時i の申告の申告に 日書の提出なる 期国 限税 かの ら徴 一収 年 権 間の は時 効 進は

この場合におい

て、

同項ただし

書中

年

لح

はのい 「 合 一 に 年」と読み み替えるものとする。、国税通則法第七十三 則法第七十三条第 一項ただし 書 0) 規 定を準用する。